

『防長風土注進案』「風俗」の項にみる村の「正月」

金 谷 匡 人

本稿は、前稿（『山口県文書館研究紀要』第三十九号）に引き続き、『防長風土注進案』（以下「注進案」）の「風俗」の項に記載された内容から、江戸時代後期の人々の生活ぶりやものの考え方に分け入ることを目的とする。村人たちの正月の行事に焦点をあてるが、正月にはその年のさまざまな予祝（その年の豊作や生業の充足を祈って、正月などに秋の豊作などの様子を模擬的におこなう呪術的な行事）がおこなわれることから、さながら年間行事の総覧の感がある。

なお、本稿でもちいる月日はいずれも「注進案」の記載によるものである。「注進案」の提出時期は天保十二年（一八四一）以降嘉永期まで及んでおり、したがって天保十四年末まで使用された「寛政暦」と、その翌日から明治五年十二月二日（西暦一八七二年十二月三十一日）まで使用された「天保暦」が混在していることになる。いわゆる旧暦であり、太陰太陽暦による月日である。

本稿で扱う年中の行事の多くは、明治六年に太陽暦（グレゴリオ暦）に改められたことによって、大いに民間の生

活の中で混乱することとなり、現代のわれわれの生活実感とは相容れない部分も多いが、そのことは本稿では触れないこととした。

また、前稿でふれたように、「注進案」の各村の記載は一樣ではなく、地域性や精粗・ばらつきがある。それらを考慮の上で、「風俗」の項における用例のみから推察できる記述にとどめた。底本は前稿同様、当館が昭和三十五年度から三十九年度にかけて刊行した『防長風土注進案』巻一（巻二十一を用いた。本文中「 」内の引用部分に続く（156）等の番号は、「第十五巻に収載の村番号六の村」（この場合は舟木村）を意味する。村の一覧（番号との対照表）については最後に一括した。

一 一年の始まり

【年の夜と除夜】

そもそも、いつをもって年の始まりとするかということについて、歴史的にはかなり重層していて、簡単にはいえない複雑さをもっている。たとえば、明らかに年越しの夜を意味する語は、「注進案」のなかでも、

- ①大晦日の夜のことを、「除夜」(96・17-11)、「年の夜」(20-1)
- ②節分の夜（立春の前夜）のことを、「年の夜」(96)、「除夜」(11-18)
- ③一月六日の夜のことを、「六日歳夜」(96)、「しひら歳の夜」(20-1)
- ④一月十四日の夜のことを、「十四日年越之夜」(7-13)

というふうに、異なる四日について使われている。これらはそれぞれ、

① 曆日の朔旦（二月一日）をもって年の始まりとする考え方（大正月）

② 立春をもって年の始まりとする考え方（立春正月）

③ 一月七日を重要な区切りとする考え方（七日正月）

④ 最初の満月（二月十五日）をもって年の始まりとする考え方（小正月）

に対応しており、宮市町(96)では、大晦日を「除夜」、節分の夜を「年の夜」、一月六日の夜を「六日歳夜」とよび分けている。

さまざまな公的行事は①の朔旦正月に収斂されつつあったとはいえ、いまだ②～④の日々に行われる行事や語感に、古い習慣の名残を保っているものも多い。

例えば④の「十四日年越之夜」は一例のみであるが、

〔一月〕十四日年越之夜八家々より恵方之田畠え注連飾其外持参とんどはやし候〕〔113〕

と記されており、この夜はいわゆる小正月を迎える夜であるとともに、朔旦正月において飾った飾りを各家で焼く、「とんど」の夜でもあった。

また、②の節分の夜を「トシノヨ」とよぶことは、こんにちでも県内ではある程度行われているし、三田尻・宮市周辺では、次例のように、追儺（ついな）・豆まきのと、明らかに年越しの行事として「よき歳を祈」って通夜をしたり、また「年廻り悪しき人」は厄払いをしたり、「能き夢を結はんとて」宝船を書いた紙を敷いて寝たりしていた。「初夢」は、本来はこのように節分の夜から立春の朝にかけてみる夢のことであった。さらにその夜に「火を改め」る例があることも、年が改まる観念の証左となろう。

〔儺 年の夜は鬼の豆とて大豆にとべら之葉を入れて是を煎り舂に入れて神々へ備へ置、暫くありておろし亭主又は手代遣ひ男之類、大声にて鬼ハ外、福ハ内と云つ、件之豆を内外に蒔ちらし、亭主を始家内不残氏神へ詣よき歳を祈り通夜などする者有れハ、又

年廻り悪しき人は厄払ひとて右之豆を歳の数程紙に包み、錢言文を入四ツ辻にて後へ投歸るもあり、同夜又能き夢を結はんとて宝船を書たる紙を敷て寝るものも御座候事」（96）

〔除夜たら花を飾いり豆を時（此豆を以火ヲ改め焼て月々の晴雨を占ふ）（1178）〕

これらの例は、無理をして読めば、大晦日の夜を除夜ないし年の夜とよび、その夜に追儺や豆まきをおこなっているようにも読める。確かに、宮中の追儺式は大晦日の行事である。しかし、この記述の前後や周辺の村の記述を勘案すれば、節分の夜を示していることは間違いない、節分の夜から立春の日にかけて年をとるという考え方を具体的に示す貴重な例といえよう。

そもそも旧暦における節分・立春は一月一日の前後にあたるわけだから（後述）、時期的には何ら矛盾はない。むしろ、伝えられた行事の方を、どの「時間のものさし」にのせておこなうかといったことの違いによって、民間のいわゆる「年中行事」の複雑さが増しているわけである。

* いわゆる旧暦は実際の季節とのズレを生じ、農作業等には不都合なことも多かったことから、季節の運行にそった太陽暦の要素を取り入れ、農作業等の目安とした。これが各季節の始期を示す立春・立夏・立秋・立冬や季節の中間点を示す春分・夏至・秋分・冬至等の「二十四節気」であり、また土用・八十八夜・半夏生・二十十日などの「雑節」である。これらは太陽暦の要素であるから、現在のわれわれの暦にも、ほぼそのまま固定できる。

また、どの時点をもつて年の初日の始まりとするかということについても、深夜零時をもつて日があらたまるといった考え方以前の、大晦日の夕方をもつて年の暮れとし、その夜は年取りの夜として慎み過ごしていた古くからの考え方の名残が、行事の中に垣間見える。

たとえば、後述する歳徳神は、大晦日の夜から御膳等を供え、灯明をあげて迎え入れられている。

〔大晦日、歳暮年の夜と号し家内を清浄ニ仕候て年徳神棚へ神酒御膳を備へ灯明をかゝけ年を迎へ候（201）〕

さらに、正月三が日の食事の支度は男が行うという例は県内にも割合に多い（後述）が、このことに関連して、〔此三日之中大晦日の夜より喰物男仕出（1178）〕

というふうには、大晦日の晩から男の給仕が始まっている例があることも、新年がその時点には始まっていることの証左となるろう。

もう一例を挙げれば、「門開き（かどびらき）」とよばれる正月の言祝ぎ（ことほぎ、後述）が、大晦日の夜のうちに回ってくる例がある。

〔大晦日〕夜半過門開き廻り申候、米もち之間少々遣シ申候（81）

これなどは、明らかにその時点で年があらたまっていることを示す例として重要であろう。

【節分・立春】

節分および立春は、旧暦での日付は大まかにいって、半分の年では新年一月の前半、半分の年では旧年十二月の後半にある。立春が旧暦一月一日にあたる場合を朔旦立春といい、旧年十二月の立春を年内立春、新年一月の立春を新年立春とよぶ。節分・立春が年のあらたまりを意味する例については先にみた。ここでは、その日に行われる追儺や厄払いについて、先にみた宮市町の記述と大同小異であるが、もう一例を挙げる。

〔節分〕榎木二櫓を結添へ戸口へ立、土器へ鰯の頭を焼置候家も間々有之候、又追儺のため大豆にとへらの葉を交て煮りて柀に入れ神棚へ備へ、亭主上下にて大豆をまく、高声に外え向、鬼ハ外、内方え向、福は内へと三篇宛唱へ、又厄払のため彼之大豆を歳の数程紙二包、或は火吹竹を添へ四ツ辻へ捨候ものも御座候、節飯の料理に菟藪給へ候得は年中の砂をくたすと申習ひにて御座候、神々へ神酒供物を備へ其夜氏神参り直様通夜仕ものも多御座候事（92）

これによると、戸口にタラや櫓を結びおき、鰯の頭を焼いて添える。大豆にトベラの葉を混ぜて煎り、柀へ入れて神棚に供えたあと亭主が袴を着て外に向かい「鬼は外」、内に向かい「福は内」と三回唱えながら撒く。また年の数ほどの豆を紙に包み、火吹き竹を添えるなどして辻に捨てて厄払いとする。この日はコンニャクを食べて「砂くだし（砂下ろし）」とする。その夜は氏神に詣り、通夜をするものも多かった。

二 正月の準備

【正月事始め】

正月の準備は年内にはさまざまな形で始まっており、

〔十二月十三日ハ正月事始煤払ひ、今夜より年徳神へ御饌御酒を備へ初る〕(21-18)

〔十二月〕 十三日正月事初と申、今日より年越之儀式相初候、其余煤払餅搗等追々相宮候〕(21)

というふうには、煤払いの日は歳徳神を迎える準備を開始する日として認識されており、これを「正月事始め」といった。

その後次第に越年の準備が本格化し、正月用の餅を搗き、神棚や飾りをしつらい始める。

〔餅搗 (十二月) 中頃より追々搗申候、其懸声に、エイ米エイヤ田実エイヤエイ米ト唱へ拍子取候事〕(22)

〔廿日比より餅搗、廿七八日ニ至り正月飾り歳徳棚葺掛小鯛蜜柑橙昆布鯛神馬草串柿等を以飾り相調、軒下諸向引飾仕候〕(20-10)

【年木 (としぎ)】

正月や翌年を使う薪の用意も、年内に行うべき、ことのほか重要なことであつた。とくに、正月に使うもろもろの木を「年木」といった。

〔雪ふかき所ゆゑ訖度年木なと申事ハ無之候へとも薪之用意ハ覚悟仕居候事〕(21-11)

三 正月の神と正月飾り

正月に祭られる中心の神は「歳徳(年徳)神」または「年神」とよばれ、その神を祭るために設けられる特別な棚

を「歳徳棚」等とよぶ。歳徳神は恵方（えほう、その年のよい方角）から来ると考えられており、歳徳棚は吉方・恵方に向けてしつらうことから、その棚を恵方棚ともいう。

また歳徳棚には、「カンジョウ」と称して、お供えの品々で人の顔に似せた飾り物を作り、歳徳神に見立てた特別な飾りが施されることがあったようである。

〔恵方棚を釣年徳神を勧請し、神棚ハ不及申家内え注連を引はへ裏白樫等を飾り〕(11)

〔歳徳棚計へ勧請と申候て齒朶ゆすり葉橙其外之物品を集め人面の形に飾り、中に太神宮大祓を附飾り、榊若まつ花餅鏡餅等を備へ候〕(92)

歳徳神に対して供えられるものは、灯明(813)、大福(おおぶく。挽茶や湯に梅干を入れたもの)(813、613、614)、御酒・膳(110)、絢々初めた牛の遺具や挽き初めた糸(59)、一月七日の七草(粥)(52、920)、一月十一日の帳祝いに綴った帳面(1330)、一月十四日のどんどで焼く飾り餅(92、920、1031)、一月十五日の「もちの粥」(52)、一月二十日のつつぼ団子(1118)などである。

このうち七日の七草、小正月の餅が歳徳神に供えられるのは、冒頭でみたように、それぞれを年の始まりとみる考え方の名残であろうか。

【祝い（鏡餅）】

正月用の餅のことを、「正月餅」という。正月餅のうち、とりわけ重視されるのが神仏に供える鏡餅や重ね餅で、防長ではこれらを単に「祝い」とよぶことが多い。「注進案」にも「鏡餅」のほか、「いわい」「いわぬ」「祝」「祝ひ」「祝餅」「祝ひ餅」「祝言餅」などと記されている。このよび方は、西中国地方に多いようである。多くの村に記載があるが、その一部をあげる。

〔正月元日、祝ひを飾り上に小餅を置、もろ葉樫葉等を用ひ注連を曳はへ〕(51)

〔三ヶ日之式と申候ては都て橙樸葉等を以いわるを飾り家に寄り候てはもろ葉七五三飾をも仕候、（中略）船持候ものは船靈神えい
わゐを備へ、色よき松を撰ひあまの筒に是を立、諸葉樸を以て飾りを調へ候〕（55）

〔元三之式、歳徳神を祭り注連を曳はへ橙串柿昆布樸葉もろ葉を敷祝ひ餅を備へ、仏前えハ鏡餅を備へ申候〕（612）

*最後の例では、神前には「祝ひ餅」、仏前には「鏡餅」とよびかけている。

これらの祝ひ餅は、おおむね一月十一日には神仏からおろし、いわゆる鏡開きをおこなったようであるが、そのこ
とを「祝ひ餅を」ならず」といった。

その際に取り分けられた餅は、「きな粉餅」にして神仏に供え、家内も食していたようである。

〔一月〕十一日ニハ祝ひ餅をならし黄ナ粉をつけ神仏へ備へ家内も食之〕（1523）

〔此日（一月十一日）御蔵開キとて庄屋元え畔頭米計等参り御蔵え備へ候、祝餅をならし黄粉付にして給へ、田作りの着にて酒差
出御蔵祝り仕候、市中ハ帳祝ひ備候いわゐ餅をならし黄粉付にして家内打寄給へ申候〕（58）

祝ひ餅の一部やかから（欠け、コケ）は取り置いておき、小正月の、いわゆる「とんど」行事で子供たちが焼き、
神に供えた後に食べる風もあつた（後述）。鏡開きには刃物を用いなかつたから、「かけら」が発生した。

なお、正月の祝ひ餅は、贈答用にも用いられた。この場合の祝ひ餅は重ね餅のことをいい、舟木周辺では「年の餅」
という言い方もされている。寺子屋の師匠や近しい親類、親分と頼む人たちへ贈られた。

〔一月〕十一日は上り日とて手習ひする子供文庫へ祝ひ餅を添て師之元へ参り祝言をのべ寺入致候事〕（96）

〔正月元三は寺社参詣地下役座親類因ミ内等へ年詞之祝詞申述、近き親類或ハ親分杯へハ祝ひ餅百疋等持参来往し〕（1514）

〔舅親分杯へは年の餅一重青銅百疋相添へ遣候〕（57）

また、一月十一日には鋤初め、作り初めなど形ばかりの牛の遣ひ初めをし、牛を田や野に遊ばせる風があつた（後
述）。その日は牛に正月の祝ひ餅や雑煮餅を食わせるところもあつたが、その餅は、旧年中に、「牛の餅」と称して
準備しておいた村もあつた。

〔一月〕十一日牛を野に放し遊はせ、又祝ひ餅を飼候、家により元日より今日まで牛に朝祝とて雑煮餅を飼候ものも有之候〕（158）

〔餅搗ハ（十二月）廿四日頃より搗申候、尤牛の餅と申雜穀にて格別に調へ申候〕（198）

【注連（しめ）飾り】

注連繩（七五三繩、しめなわ）にウラジロ（防長ではもろむき、もろばともいう）やユズリハ、「駒牽銭」とよばれる絵銭などを飾りつけたものを注連飾りといった。家の内側に引き回す例と、家の外側に張り回す例とがある。

〔恵方棚を釣年徳神を勧請し、神棚ハ不及申家内え注連を引はへ裏白樺等を飾り〕（11）

〔年始祝儀、外面二は注連を曳き裏白樺葉を飾り、内二は年徳棚を設け鏡餅橙昆布等を備へ〕（315）

〔正月家々橙樺諸葉杯を用ひ祝餅を飾り、或ハ七五三繩駒引の飾りを致し候〕（59）

【蓑組（蓑組）・輪飾り・引飾り】

蓑組（蓑組、みのぐみ）は、いわゆる蓑飾りであり、横竹に藁を注連状に一面に垂れ下げ、ウラジロや食物や炭などを結びつけたものをいう。萩周辺各村々で歳徳棚に対してしつらえ、伊勢の大麻や鯛・だいだい・みかん・昆布・するめ・神馬草（ホンダワラ）・串柿などを飾り付けたようである。

一方で現代の玄関飾り等に一般的な輪飾りは、以下の例からも、萩周辺の村々では蓑組の略式と考えられていたようであり、軒下へは注連の引飾りをするが多かったようである。

〔正月元旦より十四日迄年始之規式、軒別注連繩貴衆諸向を付て引飾り、大体家々伊勢より御祓を請て清浄なる竹藁を以て蓑組を作り、もろむきを付け御祓大麻を齋キ奉り、だいだい密柑串柿昆布鯛掛鯛掛鯉神馬藻菜蕨蕪扇子堅木炭などを飾付ケ〕（201）

〔年始正月飾り年徳神棚え蓑組相調、（中略）小躬之者は輪飾りとして手軽く相調、軒下えは都て注連繩諸向を付け引飾り仕候〕（207）
三田尻周辺では、次例のように萩周辺同様の引飾りや蓑組もみられるが、

〔年始 年の内よりもろむき譲り葉杯付たる注連を調へ家々の軒端に飾り、歳徳神勧請と申候て藁之美濃組えもろむきを付、其上に密柑橙神馬草懸鯛串柿するめ昆布杯を顔形に配り、太神宮御祓夷大黒扇子を結付棚へ備祭り候〕（96）

一方で農家は輪飾り、商家は引飾りといった区別や、諸士をまねて輪飾りや注連繩を張るといった記述がみられ、

いざさか様相を異にしている。

〔農家八戸口え輪飾、商家は引飾仕候、居間え注連縄を張も有之〕(91)

〔正月飾り御諸士様之真似をして農家町家ともに輪飾注連縄を引〕(93)

なお、奥山代宰判南桑村には、輪飾りを恵方棚や家の内外のほか、農具や臼、また墓所にもかける例がある。農具や臼については、いわゆる「道具の年取り」とよばれるもので、全国的には小正月に行われるところが多いが、ここでは年始に行われている。

〔年頭祝儀外二は注連を引、内二は恵方棚裏白樫葉懸鯛等之飾、鏡餅橙毘布等之備物、或八家に依り農具竈搗臼二至る迄も輪飾りをかけ、又組二依りてハ先祖之墓所えも輪飾かけ候所も有之〕(39)

墓所に輪飾りや注連縄を張る例は、県外にも散見される。

【飾り付ける主な植物の異称と「注進案」における用語例】

ウラジロ…裏白、諸向、諸口向キ、もろむき、もろもき、もろ葉、諸葉、朶、菌朶

ユズリハ…樗、ゆすり葉、ゆつり葉、譲り葉、いつり葉

ホンダワラ…神馬藻、神馬草、しんば草

【簾(すだれ)】

飾りではないと思われるが、年始等に家の軒等に簾をかける例が散見される。いわゆる「年薦」(正月に内庭を囲う新しいむしろ。掛け薦、福筵)の類であろうか。また年始や節日にあたって忌み籠もる風の残存かとも思えるが、即断を避けたい。

〔年始 家々軒毎に注連飾簾を掛〕(92)

〔正月ハ勿論盆会五節句八朔などのいはひ日、家毎に簾をかけ親族朋友ミな礼なといたし候〕(1330)

【門松(かどまつ)】

門松は、「注進案」の時代にはそれを許された家だけに行われていた。

〔正月飾り之門松建候ハ寺社御諸士様足輕衆陪臣衆其外御免之家柄のみにて農家八戸口え輪飾、商家は引飾仕候〕(91)

〔門松御免之家には松を立、家二寄り大束把え小松を建門口二飾り候部も稀に有之〕(92)

また、寺社・士分等でなくても、大内氏以来の由緒をもち、門松を立てることを許された村もあった。

〔肥中 特牛 新藤田三ヶ村ハ古来より家毎に正月門松を立来候、殊にしめかざり致候こと他村にかハリ嚴重に御座候、大内家山口御代此辺御舟倉有之候由、今に船倉と申場所肥中に御座候故に門松等立来候事〕(1812)

三田尻周辺では、門松のための市が立ち、

〔門松市 御船方之御諸士様御手舸子衆其外数百家之御拝領屋敷飾調之門松、同(十二月)廿六日より同廿八日之間、新丁方之内立丁と云所え畑其外之近在より門松数多持出市をなし商ひ候事〕(91)

といった様相を呈していた。この門松は買い求められるものであったが、本来は年内のうちに山から一本または一対の生木(松に限らない)を伐つてきて庭や門口に立て飾るものであった。

「注進案」にはこのことに対応する記述はみえないが、元日に山に松を採りに行く例は

〔正月元日の曙に吉方の山に入、雌雄の若松二もと採り帰り〕(149)

にみえ、また、立てるのが松に限らず、栗の木や竹なども用いられたことは、

〔正月元日上下共二分限相応二家之旧例を以種々の神飾等仕、松の雌雄栗の木竹等を建て御酒供物を備へ〕(5)

〔正月元日には分際相応二家々旧例を以種々の神飾等仕、若松栗竹を束て神酒供物を備へ〕(7-18(5))

〔平原と申所にてハ農家にて三軒元朝二葉竹を建候を旧例二仕候家御座候〕(18(4))

などの例がある。これらの門松が単なる飾りでなく、年神の降臨する一種の神木であったことは、大田村(美祿宰判)において、市恵美須に参詣し、門松の真(苜)を受けて帰る、

〔市中の者、正月三日の朝寅の刻に起て市恵美須え参詣し、門松の真を頂キ我家の神棚え備る事あり、本真ハ前夜宿役人元へ折取置、此日に社人を招き市中人別の名札を記し神前にて御鬮を揚ケ、鬮当りのものへ是を渡す、其年ハ何事も幸先キ宜商ひも繁昌

すといへり）（一七）

といった行事にうかがうことができる。

四 門開き（かどびらき）

「門開き」は元日早朝に防長に広く行われた風習の一つで、茶筌ちやせん（茶洗・茶釜）・宮番・穢多の人々が村々に万歳を謡い来て家々を祝福することをいい、各家ではそれに対し餅や米などを与えた。それが済むまでは各家が戸を開かず、その後につとめあいや神仏に詣る村もあった。大晦日の夜半過ぎには回ってくる村もあったことは先述した。

各村の記述を総合すれば、門開きに回る人々は鶴亀の模様のついた素袍のようなものや袴を着、太鼓を打ちながら各家を言祝いで回った。その順番には先格があり、当時の家並にかかわらず旧家や地下役座を先にし、古い家から順に回った。それを一番太鼓、二番太鼓などと称したが、その家が廃絶に及んだ場合も、その屋敷跡において万歳をうたったという。大黒舞や恵比須舞などを舞うこともあった。また門開きを行う範囲には縄張りのようなものがあり、それを「芝」といったようである。

五 年始の寺社参詣とつとめあい

【寺社参詣】

「注進案」に「初詣」の語はみえないが、三が日の間に氏神や檀那寺に参詣することはほとんどの村に見えており、一般的なことであった。一月には、正月三が日以外にも、多くの日に社参をした。

（年頭之儀は元日、二日、三日、五日、七日、十一日、十五日、二十日、二十八日之内神祭氏神参詣）（一七）

【正月墓参】

なお、正月に正装して墓参することがいくつかの村にみえている。こんにち、祖霊とのかかわりは盆の行事に集中している感があるが、古くは正月も祖霊と交感する場であったことがうかがえる貴重な事例である。正月飾りを墓にも飾る村のあったことは先述した。

〔一月一日〕 恵方棚を釣年徳神を勧請し、(中略) 身分夫々の礼服を着し氏神参詣且那寺え詣先祖之墓所え礼拝し。(一七)

〔一月一〜三日〕 長立候者ハ上下或ハ羽織袴中帯等にて氏神参詣、且那寺先祖之墓所等え参り。(一七)

【年始の廻礼】

村人たちの年始のつとめあいについては、前稿において述べたのでここでは省略するが、村人たちの廻礼はおおむね三が日の間に済ませた。そのほか日を決めてさまざまな職種の人々が廻礼を行っていたようである。

《僧》 一月四日。この日を「坊主礼」「寺方年礼」「出家の礼」「寺院廻礼」等といい、寺家が檀家を回った。一般の人々はこの日から家業にとりかかった。

〔四日ハ坊主礼とて在家之者ハ往来不仕候、此日より男女共其職之業を始候〕(6-15)

《社家》 上関宰判では、一月三日または一月五日に社家が廻礼する風があった。

〔一月〕 三日ハ社家廻礼仕、四日ハ寺院之廻礼とて在家之者ハ往来不仕〕(6-16)

〔一月〕 五日は社人之礼日にて御座候。(52)

《医家》 大島宰判久賀村や熊毛宰判八代村等では、医師が僧侶や山伏と同じく一月四日に廻礼した。

〔一月四日〕 寺社家山伏元三祈祷之礼守ヲ持、医師丸散之薬ヲ持候て年始之廻礼致し候事。(一七)

《茶屋女中》 上関や下関などの茶屋湯女(ゆな)や茶屋女中は、正月早くから廻礼を行った。

〔同日(一月二日) 晩天より茶屋湯女廻礼仕〕(6-18)

〔防長風土注進案〕「風俗」の項にみる村の「正月」(金谷)

一四

〔元日ハ茶屋女中年礼廻りとして伊崎浦辺まで家毎に祝詞を述、歩行候事先年よりの例に御座候〕(169)

【かんし・くいつみ・節会・節飯振舞】

正月の廻礼において、親密な関係のしるしに互いの訪問先で酒を出し合うことを、防長では「かんし」「おかんし」(かん酒、爛酒、寒酒、飲酒)といった。肴は煮豆・数の子・鰯(田作り)・干鱈・するめ・昆布・ナマコなどであった。

〔懇意同士は寒酒迎取肴二三種にて酒出相厚く礼を述申候〕(164)

〔互に年頭の祝儀申かはし、雑煮餅爛酒など給合申候〕(1611)

〔親類知因間ハ雑煮餅カン酒をも出し候、肴は乾鰯田作・鯨子数子・煮豆、此三種を三重の焼物或は重筥などに入れ出し候〕(207)
また、「くいつみ」(食積、喰積、喰詰、喰つめ)は正月に年賀客に儀礼的に出す取り肴で、蓬菜台や三方に白米

を盛り、穀物の餅やかち栗・昆布・橙・柿などを盛りつけたものをいい、「蓬菜」「春盤」ともいった。

〔床には喰つめとして三方を飾り廻礼客え出之〕(96)

〔食積と申三方に精米を盛り、糯粟黍等の餅、橙密柑柿かち栗鰯昆布を刻ミ賀客へ出し候〕(201)

〔家に依りては蓬菜三方の設け橙昆布搗栗等近族のものへ雑煮の膳を居へ、隣家因ミ方えは飲酒一献を汲む〕(312)

なお、本家筋や富裕な家では正月中に人々を招いてふるまうことがあり、これを「節会」「節飯振舞」等といった。

〔初春之中長立候者ハ節会と号シ親類朋友を招き有合之酒肴を以振舞仕来候得共当時質素儉約ニ付相止申候〕(710)

〔(正月中) 頭立候者は親類知因間節飯振舞杯仕候者も御座候事〕(67)

六 正月の飲食

【若水・大福・男仕出し・朝夕二食】

元朝に若水を汲み、火を新たにし、それで湯茶を沸かし、梅を入れて歳徳棚へ供えたのち家族でいただくことは、防長において一般的であり、その湯茶を「大福茶（おおぶくちや、おぶくちや）」または「梅湯」「梅茶」といった。

〔元日若水を迎へ火をあらためて手水を遣ひ大福雑煮を神棚え備へ朝祝ひを致し候〕（59）

〔元日朝若水を汲、大福とて挽茶に梅干を入年徳神え備へ家内も不残給へ〕（613）

その際、徳地宰判堀村では、「お福らかし」という餅を炙ったものも一緒に食べた。

〔正月元日二ハお福らかし（餅をあふり福来る菓子といふ）大福を呑〕（1118）

これは、あぶる（焼く）ことよつて「ふくらかし（膨らませ）」た餅を、「福らかし」と縁起を担いでよんだものである。

若水を迎える主体が明示してある記述はないが、いわゆる三が日の飲食の仕出しをすべて男（年男）が行うことは、上関宰判を中心に、周防部において広く記載がある。

〔三ヶ日之食物、（中略）朝飯ハ雑煮餅屠蘇之酒、晩ハ節と名を付野菜小煮染等ニて相済候、是等都て年男を以仕出する事古風之仕来ニ候得共（後略）〕（616）。

さらに、この例に見えるように、朝は雑煮、晩は節（おせち）と、三が日の食事が朝夕の二食であったことも、上関宰判の諸村をはじめ、一般的なことであった。

〔三ヶ日之間は一日二二度之食事、朝は雑煮餅晩ハ節と名を付け有合之小煮染ニて認候〕（53）。

【朝祝い・身祝い・雑煮・節】

「朝祝い」は朝、その日一日の幸運を願つて祝うことをいう語であるが、特に正月に食べる雑煮のことそのものを、「朝祝」ということもあった。

〔元日鶏鳴ニ大福と号し湯ニ梅を入三服呑、朝祝と云て餅塩魚里芋牛房昆布人參大根を入雑煮ニして食〕（624）

〔総て元三八朝祝節飯二度の食事ニて御座候〕（612）

また、元日の雑煮は、各自の一身上の祝いという意味でいただくもので、これを「身祝い」ともよんだ。

〔元日にハ若水を迎へ大福を酌ミ身祝と称して雑煮の膳改玉の春を祝へは〕(34)

〔元旦ハ家内ニテハ身祝と称し雑煮の膳を居り〕(35)

一方、夕飯として食べるものを「節饗(せつあえ)」「節」といった。いわゆる「おせち」で、現代では節(せち)の日のごちそうをいうが、かつては鱈(なます)や煮染め等のささやかなものであった。

〔節饗と号し鱈等を整へ神棚へ御膳神酒を備へ家内も認候事〕(11)

〔朝は雑煮餅晚ハ節と名を付け有合之小煮染ニテ認候〕(53)

【屠蘇酒】

〔屠蘇酒を吞悪気除申候〕(96)

というふうには、正月に飲むおとそ(屠蘇)は一年の邪気を払う薬として考えられていた。

一方で、舟木宰判吉見村には、正月に家に酒があることを忌む家もあった。

〔村中に五六軒程先祖より之立例ニテ正月五日迄二家内二酒を入れば崇り有とて忌之、有合濁酒杯も山野に出し来候事〕(523)

七 正月の子供の遊戯と百手

正月の子供の遊戯としては、男児は破魔弓、女児は鞠遊びやムクロジの種子を使った羽子突(突羽子)、また凧揚げなどがみえる。

〔兒童の戯れに男ハ破魔弓として小き輪を調へ地上を走らしめ是を射候、女児ハ手毬をつき候こと世上の通りにて御座候〕(98)

〔子供は早朝より破摩弓凧手鞠突羽子等致候て戯遊申候〕(92)

破魔弓が子供の遊びでありながら、単なる娯楽でなく、ある種の占の意味を兼ねていたことは三田尻宰判上右田村

(910) の詳細な記述に暗示されている(引用略)。また、正月に的射を行うことは、子供に限らず、神社や村で年頭の重要な行事として広く行われており、防長ではそれを「百手(ももて)」と称することが多いようである。

以下に百手の例をあげる。神社や村によって行われる時期がまちまちであるが、それは「破魔」「年占」の本義が忘れられたというよりは、その行事をどのタイミングで、また何の行事との抱き合わせで行うかということによって生じたバリエーションであろう。

〔疫神祭り百手 (一月二十日) (中略) 三尺四方位に竹を組ミ、紙十二枚にて張り候の一ツ、又かんの的と申丸きの一ツ共二調へ百手の矢数等書載せ人別小きの拵へ黄幡の方へ向矢式筋にて三度放申候〕(1412)

〔二月朔日(中略) 百手の神事執行仕候、竹にて大きな的をこしらへ白紙にて張り真中へ黒星をかき裏へ鬼とかき付、これをもち社参し神前へ凡拾間くらいにして射塚をこしらへ、一番に神主射はしめ候、黒星へ当り候へハその矢ともに神殿にそなへ五穀成就牛馬息災の御祈禱仕、〕(1415)

〔古例の行事祭年々八度の執行、其中に百手の祭祀とて村長出張、(中略) 是二月十日に限り候〕(1416)

なお、舟木宰判では、百手神事は牛馬祈禱のために行われていたようである。時期も正月・三月・四月とまちまちであった。

〔四月中旬千崎村稻荷社住吉社にて百手の祈禱有之小供六人にて射申候、的ハ竹の輪ニして紙ニて張り候、是ハ牛馬の立願ニて其日ハ牛馬休息仕らせ亦此日高泊西福寺を招き是迄斃候牛馬之供養年々仕来候、其節地下役人出會仕候〕(1510)。

八 業始め

百姓の農始めは、正月明けて早くから行われた。正月三が日の間にごく形式的な農事の形を行ってその年の農の順調を祈り、四日から業を始めるところが多かった。漁民たちも三が日の内に乗り初め・漁初めをおこない、商人や職人たちも四日までには業始めを行ったようである。一方で、一月十一日を業始めとしてこれらの儀礼を行うところも

多く、また両方で行うことも多かった（後述）。

【鋤鉞初め（耒耜はしめ）・作り初・薪樵初・縄綯初・ひき初】

農村において行われる農事始めの例をいくつかあげる。

〔二月〕二日三日之間耒耜初メ、薪樵初縄綯初、女子ハ木綿ひき初等仕り、四日よりハ銘々家業へ取懸り申候（83）

*耒耜（らいし）は鋤のこと。

〔二月〕二日にハ農家丑寅の比より起て男はなひ初とて臺を打て農具の繩をなひ、女は曳初とて木綿車を出して糸をひき、いづれも神棚へ備へ置、其後作り初とて早朝苗代地へ推薄など立て秋に至りて稲は薄の如く米ハ推の太サにあれと言祝し（157）

十一日にも耕作初め、薪の樵り初め、繩の綯い初め、木綿糸のひき初め、苗代田における豊作を祈る呪法（作り初め）などがみえるが、正月三が日におこなわれた業始めが儀礼的なものであったことは、たとえは

〔二月〕十一日ハ百姓始と申牛を出し真の鋤初仕候（173）

といういい方にあらわれており、この村（美祢宰判長田村）では、十一日のものを「真の鋤初」とよんでいる。

また、農民たちは、正月早くから漁村や町に肥取りやその契約に出た。肥料の確保は農民の重大な関心事であった。

〔二月〕二日早朝より仕業始とて瀬戸崎へ馬を牽又担荷にて肥取に行候（198）

〔二月四日〕昼より取肥先之約束ニ歩行候（93）

【きっそ・きっそう（樵り初め）】

山間部の村では、元旦の早朝、戸主は餅・ウラジロ・藁苞（わらづと）などを持って山に行き、恵方にむかって木の切りぞめをした。これを「きっそ」「きっそう」などともいった。切った木の切り株に餅を供えたのち、その餅は藁苞に入れて持ち帰り、年神に供えてから家内で食べた。切った木は長いまま持ち帰り、保管しておいて田植はじめの飯を炊く時の薪に利用した。

〔先正月元日二八（中略）、男子ハ其年の恵方の山え行、きつそふ（木を切事を祝ふ言葉といふ）此時餅一重齒朶糞すと持行、切株へハ餅を備へ、右の齒朶と餅とをはらずとへ入、木えくゝりつけ取歸りて（是をもつて五月の初て田植の飯を焚なり）餅を年神へ上ケ、後に家内戴く（夏病を除といふ伝ふ）（1118）

同様の樵り初めは、きつそ（きつそう）の名でよばなくても、広く行われていた。もつとも、元日に決まったことではなく、三が日の内、また四日のところもあつた。燃料の確保は、当時においては重大な関心事であつた。

〔元日早朝何の木にても実のなり候木を樵り歸り貯置候て、是を五月初て田を植候日、飯を炊候新に用ひ候、右樵初のことハ村中男子の分は残なく相勤候〕（1914）

【商い初】

商人の商い初は、舟木市村の例では、一月二日であつた。

〔市中にてハ（一月）二日二ハ商ひ初とて売買を初メ家々年分商ひの店卸しとて算勘に取掛り商買高の引合等なし〕（1517）

【乗り初め（馬）】

舟木宰判、吉田宰判の各村に、一月二日に各々の馬を氏神等にひきつれて参詣し、乗り初めをした記載がある。乗り初めは鞍をつけず、裸背に乗つたようである。

〔一月）二日ニは遣ひ馬を出し氏神またハ観音詣等仕、跡にて馬乗初と号し裸背へ乗候儀も有之〕（1511）

牛の使い初めは、一月十一日のところが多かつた（後述）が、美祢宰判青景村の一部では、その日に「馬の祝い」と称する行事を行つた。

〔一月十一日）芝尾 山領 早栗杯の村々二ハ其次二又馬を出し其処の観音へ参詣させ、馬の祝いと号シ纒の祝い餅を餅搗の節格

別三取置、此日に是を観音へ備へ十七夜に地下人一同ニ参詣して是を戴き候流例ニ候〕（178）

【乗り初め（船）】

漁民たちの船の乗り初めや漁初めも、三が日の内に行われた。

〔漁人ハ都て正月二日朝銘々船乗出シ、恵方二向ひ網遣ひ始メ魚取帰り年徳棚胡棚え相備、廻船持ハ船乗始メ之規式仕、執れも親類近隣を招キ船祝ひ漁始祝候て船歌杯ニて祝宴仕来候〕(712)

〔正月三が日〕船乗ハ早朝より乗初とて船玉え祝ひ神酒を備へ乗初の式を致し、漁人ハ網釣の漁初メ致シ、四日よりハ銘々之家業を捧キ申候〕(911)

〔此日(一月二日)漁人は漁初と申船乗初仕候、鯨組の規式ハ元日朝蔵開と申、(中略)二日鯨突初と申、(後略)〕(194)
なかでも、上関宰判別苻村(92)における漁民の正月儀礼の記述は詳細かつ具体的である(引用略)。

九 正月飾りをおろす

先にみた正月の飾りは、一月三日の夜ないし四日の朝におろす(片付ける)ことが一般的だったようであるが、五日夜のところもあり、十四日ないし十五日まで置く場合も多い。

〔一月三日)三日之夜諸向飾下ケ申候〕(49)

〔飾りハ大概(一月)四日におろし申候、十四日迄置候者も御座候〕(910)

一月十四日ないし十五日におろす場合は、そのまま当日行われる「とんど」行事において燃やされるようである。

〔一月十四日)十四日ニハ早朝家々飾を卸し候て、其夜銘々抱之大根畑え持行左義長相調申候、是をドンドとも相唱へ申候〕(118)
(1)

また、門松は、

〔門松は年の内に立て三日の夜取除申候事〕(96)

というのが一般的であり、

〔一月)元日より三日までを松の内と申、〕(198)

〔葬式之儀大晦日より正月三日松飾り有之内は葬式不相成四日ニ至り葬送仕候〕(201)

というふうには、「松の内」はおおむね正月三日であったようである。

【福入・若飯】

一月四日の朝には、正月三日に神々に供えた食品をおろして雑炊または雑煮とし、神に供えて家内も食べるという風があり、これを「福入り」といった。

〔福入 四日は福入とて三ヶ日之間神々え相備へ候供物集て雑煮を焚神棚へ備ふ、家内も是を給へ候〕(96)

〔四日農商家々福入とて餅を入れて粥を焚神仏へ備へ喰し〕(151)

大島郡の一部の村では、歳徳棚に、三が日には朝夕に雑煮餅と餅を供え、四日の朝には飯を、五日には朝と昼にそれぞれ雑煮と飯を供えるところがあり、四日の朝、初めて飯を炊いて供えることを「若飯」といった。

〔三ヶ日之間朝夕雑煮餅御餅を上ケ御拝仕、四日二は若飯と号朝御飯を上ケ、五日二は朝雑煮餅昼御飯を上ケ〕(152)

十 ごかんにちと六日歳夜

【ごかんにち】

一月五日は、上関宰判の各村においては「ごかんにち」といい、村の主要な人々が廻礼を行い、祝詞を述べ、また特別なものを食べる日であった。その他の地方でも、遠方に対する廻礼や休息にあてられた村もあった。

〔五日、五かん日とて頭立候者回礼仕候〕(97)

〔五カン日、此日朝煮入とて小豆を焚餅を入給申候、家により黄粉餅雑煮を給候者も御座候〕(98)

【六日歳夜（むいかとしのよ）】

冒頭にもふれたように、一月六日の夜のことを「六日歳夜」「しひら歳の夜」とよぶ例があり、一月六日から七日

にかけて年が改まるという考え方があったことがわかる。安芸宮島の厳島神社の年越祭が一月六日に行われるように、由のないことではなからうが、いまここではその淵源を明らかにしえない。

〔六日歳夜 六日は節飯を神々へ備へ祭り、氏神へ参詣人多く賑ハしき御座候事〕(96)

〔しひら歳の夜と申ならハし、又今日爪を取れば年分いつにても差支る日なしと申伝ふ〕(201)

後者の「しいら」は「しいな(枇)」(穀皮ばかりで、実を結ばなかつた粃)のことをいうが、なぜこういうかは不詳。この日が爪を切るのによい日とされていたことがわかるが、この日または七日を爪を切る日とするのは全国に例がある。

十一 人日と七草（七種）粥（一月七日）

【人日（じんじつ）】

人日（一月七日）は江戸時代になって定められた五節句のひとつであり、防長の村々では

〔人日上巳端午七夕重陽は農事を休、地下役座親類間礼儀勤合仕候〕(133)

というふうな節句の勤めをする場合もあるが、あまり一般には普及しなかつたらしく、

〔同（一月）七日人日之節句祝候儀無之、当日を節句と申儀心得候者稀ニ御座候〕(49)

〔五節句 人日七夕重陽は平日に同し〕(164)

というように、農事等も休まない村も多かつたようである。

【七草（七種）粥】

ただ、この日に七草粥を炊くことはかなり一般的に行われていたようで、多くの例がある。一月七日は、先にみた「六日歳夜」を経て年が改まるという考え方に基づく節日であり、次の例における七草粥には、その考え方の残存が

感じられる。

〔七日には年神へ七草を奉るとて、六日より所之童女童男七草歌を唄ひ野辺へ出て是を摘みそろへて又歌を唄ひたゝいて神棚に備へ奉る〕(52)

〔正月七日 芹なずな鈴菜其外何草ニても七品を取揃へ粥ニ焚、歳徳神え奉り家内も給申候事〕(9:20)

つまり、七草粥は年神(歳徳神)へ供え、家内も共食するという心意であるが、しだいにその意味は薄らぎ、粥を食べるという風習だけが残り、広まっていたと考えることができよう。

なお、この行事は、いわゆる「鳥追い」(作物の害鳥を追い、豊年の予祝を行う行事)との習合が見られることが多い。

〔七日の暁天に神棚へ向ひ真魚板に七種をならべ、杓子をとりに包丁の背にて拍子を取て、唐土の鳥と日本の鳥か渡らぬさきに七種をたゝいて歳徳様えあけふよ、と唱ふる事世の俗事也、七種は芹薺御形繁縷耳無草須々菜須々志呂これぞ七種〕(201)

もっとも、山深い村では、いまだ雪に閉ざされて七草の入手は困難であった。

〔人日七種の頃は毎年野末に雪積居候故若菜は無之〕(31)

十二 御用始め、業始め(二月十一日)

【蔵祝い・蔵開き】

一月十一日は、いわゆる御用始めの日として認識されており、新年初めて蔵を開き、蔵を祝う風があった。

村では、庄屋・畔頭・証人百姓・御蔵番・小走り・米計り・米見などの役向きが参集し、蔵の戸の前に鏡餅や御神酒、米などを供え、その前で取り肴を食し、祝盃を交わした。祝宴は庄屋元でおこなわれることもあった。

〔一月十一日) 御蔵祝として嘉例にて庄屋畔頭証人百姓御蔵番小走り迄御蔵前え参り、鏡餅神酒米等戸前々々え備へ、其前にて田作り煮豆生大根之取着にて冷酒之祝盃を取替申候〕(11)

〔此日（一月十一日）御蔵開キとて庄屋元え畔頭米計等参り、御蔵え備へ候祝餅をならし黄粉付にして給へ、田作りの着にて酒差出御蔵祝り仕候〕（58）

また、商人たちも、自分のところの蔵開きを行った。

〔一月 十一日 日市中商人分ハ蔵開キ帳祝ひ之式相調、氏神え参詣仕廻礼杯仕候〕（616）

長門部では、蔵開きの日取りは決まっていなかったようで、萩周辺の七か村は一月十三日、三見や佐々並では一月上旬であった。

〔萩廻り七ヶ村御庄屋役之儀は古例を以御在国年正月十日御目見被仰付、御留守年は十一日御帳面着被仰付候、同十三日御蔵開御用始二付庄屋座え畔頭中集会〕（30-1）

〔御蔵開御用始上旬之内庄屋座え地下役人集会、十一日二は畔頭座へ一組別相集、年中足役彼是申談仕候〕（30-9）

なお、三田尻の御船蔵においても各役所において御用始めが行われ、御茶屋においては、制法の読誦が行われた。

〔一月 十一日 御船倉内諸御役所別夫々之御規式、又於御茶屋は御制法読誦御座候事〕（9-1）

また、長門通浦や瀬戸崎浦の鯨組では、元日に漁の諸道具を入れた蔵に対して蔵開きをおこなった。地下役人やハザシたちが正装して鏡餅や御神酒などを蔵の前に供え、ともに祝した。

〔正月元日鯨組規式蔵開迎、組方諸道具入置候蔵へ地下役人中并刃刺中鏡餅神酒鱒数の子杯の着にて祝し申候〕（19-6）

【帳祝い（帳綴じ）・印判始め】

蔵祝い（蔵開き）のあと、庄屋元の床の間に春定一紙（はるさだめいっし）を飾り、それにもまた御神酒・鏡餅・雑煮などを供えた。これを「帳祝い」といった。諸帳面の表書きを調べ、御用の印判始め等をした。

「春定」は、萩藩で寛永二十年（一六四三）から実施され、廃藩まで続いた定免法で、毎年始めに、各農民の田畠の石高に対応した貢租の額を告知するための村別の賦課台帳を「春定皆済一紙」、また「春定一紙」といった。公的行事としての「帳祝い」は、この春定一紙に対しておこなわれるものであった。久賀村・同浦では、この帳祝いに続

いて畔頭が各家で名寄帳（人別の名寄せ賦課台帳）を床に飾り、役付きのものが畔頭のところに参加して祝い、糶引歌を歌って散会した。

〔夫より庄屋元え参り御帳祝として春定御一紙を床え飾、神酒鏡餅雑煮膳等を備へ、嘉例之祝文ヲ書、庄屋畔頭御用之印判始仕、餅吸物田作り数ノ子の取者ニて旧例規式三献之盃仕、夫より畔頭中ハ証人百姓一同ニ夫々之宅え帰り、床え名寄帳ヲ飾備物同様ニして地下頭百姓拾人頭山守樋守等役掛り之者寄集り、畔頭より祝盃ヲ廻し三献相済、其中三五人も同音ニて糶引歌を諷しヲ吉例として引取候事〕(11)

またこの日、市中の商人たちも、その年に用いる帳簿（大福帳類）を新たに綴じ、表題を書き、神棚へ御神酒や供物と共に供えて祝った。これも「帳祝い」といった。

〔帳祝ひ 同日商人は帳祝ひとて諸人用之帳面を調へ神棚へ備へ置、神酒供物を捧ケ下女下男に至るまで心よく酒飯を認させ商ひ繁昌を寿し申候事〕(96)

〔町家にてハ帳とぢと号し家々商売出入之帳を調へ神棚へ備へ手軽き取者ニて御酒を戴きたべ合〕(157)

【業始め・牛の使い初め】

この日は農民にとっても重要な日で、形式的な稲の植え初め・扱初め・春初め・糶挽き初め、鋤初め・糶初め・糶初め・糶初め・猿緒打ち・作初め・糶種を種池に漬けることなどが行われた。これらに先だって、正月三が日にも形式的な業始めをおこなう村が多かったことは、先述した。

この日はまた、牛を使い始める重要な日でもあった。これに関する記述は、長門部に偏している。

〔一月 十一日には牛を出し鋤初杯仕候て同日一ケ年中相用候猿尾を打申候〕(156)

〔一月 十一日は作り初と申、村ニ寄候ては早朝苗代地え椎木薄き杯を建、牛遣ひ初仕候、秋に至り候ては稲は薄の如く米は椎の

太さの如くあれと云て祝し候儀に御座候〕(164)

もつとも、この日は牛を使役するというよりは、初めて牛舎から出し、野に遊ばせるといふ意味あいが強かった。

(一月) 十一日二八早朝に銘々特牛を初て出し、其村々にてあたりの明キ地へ牽行、数十足相交へて戯れ慰せ夫より休息仕候」(178)

(同) (一月) 十一日には作初めと申候て牛を田頭に出し候、尤今日牛の仕業は不仕候」(19-15)

またこの日、久賀や安下庄の網漁師たちは、大玉祭りと称し、酒食で祝った。

(一月十一日) 網師之儀は大玉祭りと号、銘々家内にて神棚え神酒御膳ヲ備へ酒飯ヲ祝し候事」(11)

また、長登銅山をもつ長登村では、この日、山神社において山開きが行われ、いわゆる「判始め」の行事を伴っていった。

(同) (一月) 十一日かな山入規式之儀ハ(中略)、十日の夜より地下中山神社へ詣し初穂相備へ神主を招通夜する也、十一日朝ハ地下老若男女無残集り右の御樽開をなす、(中略) 山年寄元にて少々取合往古ニ不替賑々しく其規式をなす、(中略) 此御樽肴請取勘文ハ山年寄より濃物方へ当節季の内ニ書出し、正月御用始御代官様御判始の勘文ニ相成御吉例のよし候事」(17-11)

【上り日(手習い初)】

この日はまた、三田尻や宮市等では寺子屋の始業の日でもあった。これを「上がり日」といい、子供たちは文庫に祝いの餅や祝儀を添えて師のもとへ行き、手習い始めをした。

(同日) (一月十一日) 七八才より十三四才迄の子供、祝餅祝義文庫を寺子屋え持参手習初仕候事」(9-2)

(一月) 十一日は上り日として手習ひする子供文庫へ祝ひ餅を添て師之元へ参り祝言をのべ寺入致候事」(9-6)

十三 小正月の行事 (一月十四日・十五日)

朔旦正月(大正月)が「餅」を主体とした正月なのに対して、いわゆる小正月(その年の最初の満月をもって年を迎えたとする考え方に基づく正月)は、「粥」を主体とする正月といえようか。この日は鏡餅の取り置きを「とんど」で焼き、あるいは「もちの粥」という小豆粥に入れて食べ納めることで朔旦正月を終え、その粥でその年の実りを占

い（粥占）、また実のなる木に対してこの粥をもって実りの呪法を行った（成木責め）。また女の尻を打ち、子室に恵まれる呪法をもって戯れる（祝木）など、生産・多産に関する呪法が集中する日でもあった。また、綱引きを行う村があり、長門部を中心とする多くの村々では、「トへ」とか「トロヘイ」とかよばれる訪問者がやってくる日でもあった。

【とんど・どんど】

いわゆる小正月の火祭りとして広くおこなわれる行事である。正月飾りを持ち寄って吉書（書き初め）を焼き、また正月餅の取り置きを焼いて食べた。ほとんどが十四日に行われており、晩に行われる記述も多い。「注進案」の内容を表Ⅰにまとめた。

ここで注意したいのは、「とんど（どんど）」が唱えごとであった、または唱えごとを伴った例がいくつあることで、それらについては、注記*1～6に記述を抜萃した。

また、三丘小松原村（*7）については、「大根畑」や「暑中之病難を凌ぐ」等、他村に見られない記述があるので注記した。

さらに、特徴的なのは、長登村（*11）のとんどの記述である（*8）。鉾山としての長い歴史を持つ同村では、子供たちが、山神社をはさんで二手に分かれ、夜通し互いに相手方の悪口を言いあうといい、そのことを「ドンドをタケル（叫ぶ）」という。いわゆる「悪態祭り」（悪口を言い合い、言い勝った者が福運を得るとされる祭り。悪口祭り）の一種であるが、防長では他に類例を知らない。

なお、中下郷村（*14）にみえる「縄引き（綱引き）」（*3）については後述する。

これらのうち、注記の*2、3、4、6にみえる「祝いのこけ（こげ、かぎ、かげ）」がいずれも「祝い（鏡餅）

表 I

村番号	村	月日	夜	名称・表記	飾り焼	餅焼	吉書焼	唱え事
1-1	久賀村・同浦	1月14日		とんど	○			
1-2	日前村	1月14日		止々焼	○			
2-28	土井村	1月14日		止止焼	○			
3-3	本谷村	1月望日		東ン土				
3-9	南桑村	1月望日	○	東ン土（とんど）・爆竹	○			
3-10	波野村	上元		爆竹				
3-11	本郷村	1月望日		爆竹				
3-12	黒澤宇塚村	1月望日		爆竹				
3-15	符谷村	1月15日		爆竹	○			
4-9	金峯村	1月14日		止牟止				
5-4	下田布施村	1月14日		とんど	○			
5-8	曾根村	1月14日		左義長	○			
5-9	大野村	1月14日		とんど	○	○		○*1
6-13	小郡村	1月14日	○	とんど	○			
7-13	岩田村	1月14日	○	とんど	○			
7-18 (1)	三丘小松原村	1月14日	○	左義長・ドンド*7	○	○		
8-7	長徳村	1月14日		止牟止				
9-1	三田尻村	1月14日		止牟止	○		○	
9-2	三田尻町	1月14日		止牟止	○	○	○	○*2
9-3	東佐波令	1月14日		止牟止	○	○		
9-5	西佐波令	1月14日		止牟止	○		○	
9-6	宮市町	1月14日		止牟止	○	○	○	
9-7	仁井令	1月14日		止牟止	○	○	○	
9-8	植松村	1月14日		止牟止	○		○	
9-9	伊佐江	1月14日		止牟止	○		○	
9-10	新田村	1月14日		止牟止	○	○	○	
9-11	向嶋	1月14日		止牟止	○		○	
9-12	浜方	1月14日		止牟止	○			
9-13	田嶋	1月14日		止牟止	○			
9-15	西之浦前ヶ浜	1月14日		止牟止	○			
9-16	切畑村	1月14日		止牟止	○		○	
9-17	江泊村	1月14日		止牟止	○			
9-20	下右田村	1月14日		止牟止	○	○	○	
9-21	高井村	1月14日		止牟止	○		○	
9-22	大崎村	1月		止牟止	○		○	
9-23	佐野村			止牟止	○	○	○	
10-26	真尾村	1月14日		止牟止	○			
10-30	鈴屋村			止牟止	○		○	
10-31	奈美村	1月14日		止牟止	○	○		
14-1	中下郷			(涅槃)	○	○		○*3
14-15	陶村	1月14日		とんど	○	○		
16-9	今浦御開作	1月15日		ドンド・サギツチャウ	○			○*4
17-11	長登村	1月14日	○	とんど*8	○			
19-5	青海村・大日比浦	1月15日		左義長				
19-6	瀬戸崎浦	1月15日		左義長	○			○*5
20-1	河島庄	1月14日		さぎちやう・とんど	○			○*6
20-8	山田村	1月14日		飾焼	○			
20-9	三見村	1月14日		爆竹（とんど）				
20-11	明木村	1月14日		飾り焼	○			
20-12	佐々並村	1月14日		さぎちやう				

- * 1 十四日祝餅飾を取集焼申候、童とも「どんとやどんと」と囃す、鏡餅を此火にて焙り給申候
 - * 2 止牟止 同十四日子供正月飾り下りの品を取集メ、里離に持出火を付「トントヤ左義長祝ひ之こけハ今朝迄小豆餅ハすへりた」、といふて書初を竹之先に付たるにてたゞきはやし申候、大方祝餅之こけを其火にて焼キ歳徳へ備へ候事
 - * 3 正月十四日にハ子供ノ戯に飾り繩を解き大繩をうち両方へ引競べ、ひきかつ方その年の福を得ると申、その繩を廿日過には売はらひ近郷へ行き葉付の竹を買ひ二月十五日軒別へ立申候、(中略) 涅槃会にハその竹と正月の飾り齒朶を囲ひ置候ともて田端へ持出し、山の如く立て五色の紙の大旗小旗に南無釈迦如来と書付、町々より持出し候分へ火を点し、「どんとやさぎちやう、をしやかさまハおしにやつた、いわひのかげハけさまで、あづきもちハすゑつた」と声々に申、また家々より正月の餅を貯へ置たるを此火に焼て給へ、その年の災難除と申候、
(この行事には、とんどと涅槃行事との習合が見られる。)
 - * 4 十五日童子家毎の注連をはづし、浜辺或ハ田上に持出し焼之、此時童子等○ドンドヤサギツチャウ○祝ノカギヤアケサマデ○アツキメシヤア○スヘツタとおのおの大音にてはやし立申候
 - * 5 正月十五日寺児共諸家の注連飾を集火に焚、左義長を唱へ申候、
 - * 6 十四日早天に糞組其余飾りをおろして諸所一所に取集め、淨火を以て焼立ること也、是をさぎちやうとも、どんと、も云也
男児どんとはやすと云て、「どんとやさぎちやう祝ひの賀儀ハ今朝迄」など唱ふる事也
 - * 7 其夜銘々抱之大根畑え持行左義長相調申候、是をドンドとも相唱へ申候、其節左義長之火を以餅を炙り神へ備へ其神供を戴候時は暑中之病難を凌くと申伝候
 - * 8 同十四日どんといふ事あり、(中略) 夜二入小兒共上ミハ亀山下モハ乗泉寺といふ古跡の寺山へ登り、山神社を中にし
て味方々々柴薪を多く積、是を燃し終夜訃りあふ、その晝の言葉ハ村中諸人年中の行状善悪不儀不道の事を揚て悪口す、是をドンドをタケルといふ習ハす也、実ハ大人も登りひそかにおしへて言わせけるを後日の宿意ニハせさるといふ
- の欠け」の意であるとする、と、「祝いのこけは今朝まで」とか、「祝い餅のこけ」を焼いて歳徳神などに供え、食べるという行事は、いかにも「正月の終わり」を象徴しているように感じられる。ちなみに、「小豆飯(小豆餅)はすえつた」の「スエル(饅える)」は、飲食物などが腐つてすっぱくなることをいう語である。

【もちの粥・作例し（さくだめし）・みでの正月】

一月十五日に、正月の餅や「くいつみ」（先述）の米を入れて炊いた小豆粥を「もちの粥」といい、またこの日の一連の行事のことを「もちの粥」とよぶこともある。この日（上元）に小豆粥を食べると一年中の災難が避けられるという風は古く、また全国的なものであった。

これらにおける「もち」は、本来「餅」でなく「望（もち）」、すなわち満月の日を意味していたであろうことは、「望日にハ小豆粥」（33）、「望子の小豆粥」（34）、「もちと号し粥を焚」（44）、「正月十五日はもちとて休足」（15）などのいい方や、餅を入れない粥を「望の粥」とよぶ例（15）等にかがうことができるが、原義が忘れられて「餅の粥」と記されている例も多い。粥は歳徳神等に供えたのち、家内で食べた。この粥に入れた餅を「柱」とよぶ例があることについては、後述する。

〔同（一月）十五日 小豆粥へ年礼客へ出し候喰つめ米切餅等を焚ませ神々へ備へ〕（9・10）

〔同（一月）十五日 米餅小豆の三品を粥に焚、歳徳神え奉り家内も給申候 左候て神棚より下り之粥を諸々の実木え喰して其年の実を祝申候事〕（9・20）

後者の例にみえるように、この粥は同日行われる「成木責め」や、その年の実りを占う「作例し」に用いられた。「成木責め」については後述し、「作例し」の例をみる。ここでは、三本の藁をそれぞれ早稲、中稲、晩稲にみたてて粥に差しこみ、ついた粥を稲穂に見立てて実りを占うものであり、これを「穂垂粥（ほたれがゆ）」といった。

〔一月）十五日ハ八望の粥とて小豆を入れて粥を焚、穂垂粥とて藁のしび三本を以早中晩田と定、鍋の中へ指入粥の付たる上二三くもを付るに誠の稲穂の如く、是を其年の作例シとて穂並よく付たるを上作と申、（下略）（15・23）

なお、この日のことを、「みでの正月」とよんでいる例があることは注目される。「みでの」は終わる、なくなることを意味する語で、いわゆる朔旦正月の終わりを意味しているものと思われる。

〔此日（一月十五日）は餅の粥とて粥へ餅をいれ神仏え備へ家内祝ひ申候、今日をみての正月迎村中遊び申候（58）

【成木責め】

「成木責め」は、実のなる木に傷を付けて「もちの粥」を食わせ、豊穣を約束せしめる呪法で、具体的には、
〔一月〕十五日ハ餅の粥を焚神棚へ備へ置、忒人連にて梨柿菓ものゝ木のもとへ行、忒人斧を持、亦忒人ハ粥をかゝへ、なり木二
むかひて、ならねば切ルと斧をふりあげ切込む、又忒人ハ理りて曰、なりますなりますと云て其切口へ粥を喰せし事あり〕(173)
といったもので、防長においても広く行われ、「注進案」にも多くの例がある。

【綱引き】

小正月の綱引きの記述については、前表の注記*3を含めて三例ある。それらはいずれも、年占の意味あいをもつていた。

〔市中二正月十五日夜大綱を打、暮相ヨリ市の東西二組二分れ子供出て引始、次第二中老若及深更てハ男女相雜り、終中より引切勝たる方二は閨を揚ケ、翌朝綱切て其年の吉事として是を配る〕(116)

〔正月十四日にハ子供戯に飾り縄を解き大縄をうち両方へ引競べ、ひきかつ方その年の福を得ると申〕(141)

〔已前ハ惠美須堂の前にて(一月)十四日の夜綱引といふ事をせり、町の上ミ下モ二ツに別れ、上ミハ友永門前鷹の巢平原、下モハ近光田津温湯辺の者加勢し引勝たる方其年ハ諸事仕合せよく耕作も商ひも満足する、今ハ怠転せり、百年程も已前の事なりとぞ〕(171)

一例目と三例目は夜に行われており、満月のもとでの行事であった。

【祝い木・墨塗り十五日】

祝い木は、一般的には小正月の粥占・成木責め・嫁たたきなどの行事に用いる棒をいうが、防長においては、

〔一月〕十三日昼後より十五日朝迄祝木と申候て童男の戯に藁袋に橙を包ミ、凡十歳位より十八九迄の女(眉毛のある女の尻を擲、眉毛を払候女をバ構ひ不申候)の尻を打候事、(中略)伝二曰、此祝木と申者にて女の尻を打候得ば、よき子をもつ呪とて古老の

もの申伝候事、（後略）（169）

というふうには、ダイダイで未婚の娘の尻を打って子供を孕ませんとした呪法の名称として用いられている。おそらく本来は、「もちの粥」に用いた棒で女の尻を打っていたものが、その役割が「ダイダイ」に取って代わられたものであろう。

もともと大まじめなものであったろうが、他のさまざま行事と同様、一種の楽しみ、戯れとなっていた様子は、次の例からもわかる。ここでは、女の側からの反撃として、男に墨などを塗ることが行われている。この日に男女が鍋墨をつけあつて戯れることは、「墨付け正月」といって、山陰・北陸地方を中心に例がある。

〔其日を墨ぬり十五日と申候て女は男に墨又は白粉の類を顔などにつけん争ひ、男は橙を手拭につゝみ娘を祝と申候て尻を叩きなど、若き男女どち戯れ申候〕（2119）

【ふく・ぶち・ぶちくさ】

「注進案」にみえる「とへ（とひ・とろとろ・とろへい）」については、表Ⅱにまとめた。

これは、一月十四日の夜、若者や子供などが家々を回って、銭差や藁馬などの縁起物を折敷に入れて縁側等に置く。家の方ではそれを受け取り、代わりに餅等の祝儀を置いて、家に入ると見せかけて、祝儀を取りに来た子供たちに水を掛けたり、捕まえて墨を塗ったりして戯れる行事で、中国地方の他の地方では「ほとほと」「ことごと」などというものにあたる。民俗学で、いわゆる「小正月の訪問者」とよんでいる祝言行事である。

〔同月（一月）十四日の夜とひと唱へ候て若き男とも相集り、藁にて銭さし馬などをこしらへ盆に入レ家々に持行戸口に居へおきかげにかくれ居候、内よりハ是をとり盆に餅を入レ戸口に居へおき候へは、外より是をとり逃行、是に水をかけわらひ候、若うちへはいり候時ハ引捕へかほへ墨をぬり可笑しき風俗に御座候〕（1415）

「注進案」に記されたこの行事の主体については、①「若き者」「若き男」、②「童部」「少年共」、③「下賤之子供」「世渡り六ツケ敷もの、子供」「小民の若者子供等」の三つに大別でき、歴史的な変遷をうかがうことができる。

表Ⅱ

村番号	村	名称	月日等	主体	異装	唱え事	持参物	祝儀	墨塗り 水かけ	備考
9-2	三田尻町	とろ平	1/14 暮	下腰之子供	—	「おわしらを かつかせよ」	—	餅	墨ぬり 水かけ	年によ り
9-6	宮市町	とろへい	1/14 夜	世渡り六ツケ敷 ものゝ子供	—	「柱をかたぎたし」 「前のはしらをかたけ」	—	餅	—	—
9-8	植松村	とろへ	1/14 夜	若き者	—	—	銭差細	餅	水かけ	—
9-10	神殿村	とろへ	1/14 夜	(男子供)	糞笠	—	銭差または 薬馬	餅	水かけ	—
9-11	向嶋	とひ	1/14 夜	若き者	かむりもの	「とひ」	封裡三本程	餅一重	水かけ	—
9-13	田嶋	とろへ	1/14 暮	下腰之者	糞笠	—	銭差または 薬馬	餅一重	水かけ	—
9-16	切畑村	とひ	1/14 (1/15 宵)	—	—	—	銭差または 薬船馬、松竹	餅	水かけ	—
10-32	中山村	とろへい	1/14 夜	—	—	—	銭差または 薬馬に松竹を添	餅	水かけ	—
14-2	上中郷	とへとへ	1/14 夜	子供・若きもの	—	「トへトへ」	封裡三本	餅一重	墨ぬり 水かけ	大笑
14-15	陶村	とひ	1/14 夜	若き男	—	—	銭差・薬馬	餅	墨ぬり 水かけ	笑
18-1	日置上村	とへい	1/14 夜	小民の若者 子供等	—	—	—	祝儀餅	—	—
19-8	深河村	とへ	1/14 夜	童部	—	—	銭差	餅	墨ぬり 水かけ	—
19-14	殿居村	とへ	1/14 夕	—	—	—	銭差・薬馬など	餅	—	頭立俵 百姓へ
19-15	殿敷村	とへ	1/14 夕	少年共	糞合羽、笠手拭 等にて面を隠す	—	銭差・薬馬など	餅	—	—

かもしれぬし、また装束についても、蓑笠・かぶり物等の異装は来訪神のおもむきを残している。あるいはその神は、小正月を年の始めと認識した場合の、歳徳神の性格をもったものではなかったか。

いずれにしても、「子供の遊戯」といった概念で片付けられるような行事ではなかるうが、ここではそれらの考察をおこなうには材料が乏しい。

また、この行事で三田尻・宮市に特徴的な唱えごとには、「柱を担ぐ」がある。

〔とろ平 同日暮方年二寄り下賤之子供とろ平と申、餅を貰歩行申候時おわしらをかつがせよといふて顔へ墨をぬり戯れ申候事〕
(92)

〔とろへい 同夜とろへいと申、世渡り六ツケ敷ものゝ子供数多門口ニイミ、柱をかたぎたしといへは、内より出て餅をあどふ、あたへさる家には前のはしらをかたけと言ふて返し候事〕
(96)

これらにみえる「柱」は、次の例をもってみれば、この日に行われる「もちの粥」行事（先述）とのかかわりが推察される。

〔一月 十五日ニはもちの粥とて粥に餅を入れ是を柱と名付け年徳神へ備ふ〕
(52)

〔一月 十五日家々粥え餅を入炊申候、是を柱といふ〕
(59)

なお、日置上村の八幡宮において、同夜「宮とへい」なる行事があり、社家衆がことごとく参籠したことがあった。
〔在庁考 当庄八幡宮享祿四年の御社役注文の中に二斗正月十四日夜宮とへい社家衆悉参籠仕候とあり〕
(181)

十四 廿日正月（二月二十日）

【廿日（はつか）正月】

一月二十日は「廿日正月」といい、土穂団子（脱穀や白挽きの時に地面にこぼれ落ちた粃の米で作った団子）や土

穂飯、土穂粥を作つて神前に供え、また食する日であつた。

〔正月廿日 家毎に古年のつゝ穂しいら米はたき団子にし粥に焚、其内太き成を拵へ置候て作り神へ備へ棚より下し、麦を誉ると申候て鳥へ持出候者も御座候事〕(9-10)

〔一月〕廿日ハ廿日正月とて土穂飯を給候〕(9-16)

〔廿日ハ廿日正月と唱候て家毎に前年より臼引の節追々貯置候つゝぼをはたきて団子を拵へ戸毎に朝飯に食し申候、農家の食事は常にケ様の物をたべよとの慎みの教へなる由申伝へ候〕(9-15)

この行事は、小正月をもつて正月だと認識していた際の、正月の終わりを意味するものである。詳細をうかがうには材料に乏しいが、ハレの日の料理を食べ尽くしたことを意味するものであろうと思われる。

【麦ほめ・作物を誉める】

またこの日は、前項の一例目にみえるように、麦や作物を誉め、豊穰たらしめんとする呪法が行われる日でもあつた。これを一般的には、「麦ほめ」といつた。

〔廿日正月 (一月) 廿日は米の粉にて団子を拵へ神へ備ふ、又農業する家には主人田畑に出て作物を誉る習ハセニて御座候事〕(9-6)

〔一月〕廿日つゝぼだんご年徳え備へて麦をほむる(笠を着衰をさかしに着てほむるなり) (9-11)

なお、麦が成長をみた四月にも麦を誉め、すしなどを作つて収穫前の休息をする風があつた。このことを、麦熟し(むぎうらし)といつた。

〔麦熟し 四月麦熟前、鯛之取れる頃ゆへ鯛を麦藁鯛と唱、求め酢食を拵へ親類間招キ合、給へ候て麦を誉め混納植付前之骨つきを致候事〕(9-1)

【山行を忌む】

一月二十日はまた、山の神を祭り、山へ行くことを忌む日でもあつた。この禁忌は北浦方面で強いようであるが、

山へ入らぬ日は多くの村々で設定されていた。

〔廿日をはつか正月とも又山の神の祭りとも申休日、此日山に入ことを禁候〕(198)

〔廿日正月〕民家にてハ山神の節飯ある日なりと云ひて山に入ることを禁し、入る者ハ必怪事に遭ふよしにて行者無御座候〕(201)

【浦手の正月】

奥阿武宰判江崎村の漁師たちは、この日を「浦手の正月」と称し、餅をつき、酒食をもつて新年の無事を祈り、また旧年の無事をよろこんだ。新参のものは船主に挨拶に行った。

〔当村に浦手の正月と申候て毎年正月廿日に若餅を搗、餅吸物を調近辺の者を呼合事御座候、(中略) 去年乗組のものハ是迄互に無難にて一年の終りしをよろこひ、又新に乗組候者は其年中の堅めとして船主へ参り会候二付、(中略) 互に祝ひ申候事〕(21-15)

十五 日待ち・地神申し・押し競べ(同土押し)

【日待ち】

一月のうちに、社家や山伏・盲僧などを招いて「日待ち」をおこなうことは防長において一般的であったようで、多くの記載がある。元来は文字どおり、通夜ののち昇り来る太陽を拜すものであったろうが、「注進案」の時代には、すでに多くのバリエーションがあった。

〔日待 正月銘々日を書ひ供物を備へ神主或は山伏盲僧を招キ神動を頼み、よもすがら家内打寄酒呑咄しなといたし日の出に摩利支天を拜ミ申候事〕(92)

〔正月の内に御日待とて一村々々にて社家を招き終夜日天子を祭り農業の咄など仕翌朝日光を拜し退散仕候〕(9-15)

日待ちは本来、家々で神主等を請けて営むこと(家祈祷)が基本の形であったようである。

〔正中中二は御日待とて銘々為家祈祷社人申請被執行仕〕(79)

〔地下内二でも勝手向宜敷者八神主山伏座頭杯申請候て日待仕候者も間々御座候〕(9-11)

一方で、各家の負担軽減のためであるうか、日待ちが組や小村等で、持ち寄り等で執行されるようになったところもあり、その場合、「惣日待ち」とよばれることもあった。

〔組中為安全之御日待仕候、尤雑費トして軒別米五合宛持寄相済候〕(8-13)

〔正月の内二ハ村内日待進、社人を招き当屋え集り通夜す、尤一組切之処もあり、又ハ近隣両三軒兼て人数を組て催す所もあり〕(17-1)

日待ちが集団で行われる場合には、同じく一月中に執行されることの多い地神祭等と合体して、初寄合の機能を持つことも多かった。

〔地神祭り 正月中地下村々米銭持寄にして相集り、御日待兼祭にして社人或は山伏を申受、五穀成就之神動相頼夕飯夜食相認候事〕(9-20)

なお、日待ちは五・九月にも行った例がある。いわゆる「正五九月(しょうごくがつ)」である。

〔正五九月等には日待仕候もの村中凡半方位御座候〕(7-15)

〔日待 禪宗之家ニは正五九月相待候事〕(10-27)

【地神祭・地神申し・福の種蒔ぎ】

日待ちが本来、家祈祷として行われたのに対し、地神祭は、一月中旬に(二月になることもある)組や小村、講中ごとくに寄り合い、社人や盲僧を招いて御幣を切ってもらい、五穀成就を祈るものであった。いきおいその共同体の初寄合としての機能を持ち、地下内のきまりごとを話し合い、相談し、道筋の修甫や田植えの日取り等を決めることも行われた(前稿参照)。農家にとっては、大切な祭りのひとつであった。

〔正月之内ニハ地神申と号し式拾軒程宛ニ講組を分ケ盲僧を招キ祭式相調、次ニは地下中諸ベリ等申談候、人々田植日取をも仕候〕(7-13)

〔御百性第一之地神祭と相唱、(後略)〕(179)

地神祭りで調製された御幣は村の四方境や各家の田畠、苗代、水口等に立てられた。

〔地神祭と号盲僧を招ぎ於当屋二相堂村々四方へ大なる幣を立家別へも少き幣を配り麦田へ是を立〕(159)

〔地神祭り正月中旬盲僧を招ぎ地下中打寄り御酒を備へ幣を壹本宛取帰り苗代え建候事〕(1519)

地神祭を執行する主体となったのは、盲僧とよばれる盲目の琵琶弾きのことが多かった。盲僧については別稿としたいが、この祭りの後、前大津宰判のいくつかの村では、盲僧や祭りの当屋を「胴上げ」することがあり、そのことを「福の種蒔き」と記している。ちなみに、現在でも行われている萩市大井湊地区の地神祭では、人々が米を撒きながら願い事を唱え、座敷を回ることが行われているといい、そのことを「福の種蒔き」というそうである(萩市立萩博物館清水満幸氏のご教示による)。

〔此頃地神祭とて往古より村々にて会合、地神経盲僧相招ぎ終日琵琶を弾し読経仕らせ、終りに五穀成就福の種蒔と号し盲僧并に当屋の主を胴上ケの祝ひ仕候〕(19・2)

〔此月地神祭り村々当屋へ寄合、盲僧を招ぎ幣を調へ注連を張、終日読経福の種蒔といふことあり、夜中盲僧琵琶を弾ししも歌といふものを唄ひ候こと古来よりの習俗にて候〕(198)

〔此月地神祭とて琵琶法師を招ぎ琵琶を弾き読経仕、福の種蒔とて当屋の主しを初め寄合候者胴あげと申ことを仕、又カラヘユケと申物を拵へ終りに川へ流し申候、是は藁にて輪を調へ終の幣を数本立廻し候物に御座候〕(19・16)

最後の例に記されている「カラヘユケ」という藁の輪に御幣を挿したものは、害虫などの厄災を送る意味をもたせて川に流したものであろうか。同様の例が(198)にある。

また、地神祭は、春秋に行われる「荒神祭」とも習合することが多く、その名称が混用されていることも多いようである。地神祭を一月と田植え後の五・六月や、春秋の二回行う例も多い。

〔此月(一月)中在所々々にて社人を招ぎ、鎮守社有之在所は鎮守社において荒神告(モウシ)、又八地神告と唱て組中彦軒宛当家と申曳受を定め、米吉升程宛持寄り社人賄ひ、村中安全五穀成就牛馬息災之祈祷を調ふ、次二村中之締り方を談合し廉ある申

合せ此日二決着す、(中略) 尤春秋両度宛相調候儀古例ニテ御座候 (7-18 (1))

【同士押し(押し競べ)】

押し競べは、いわゆる「おしくらまんじゅう」のことで、「注進案」に一例だけ、一月中に行われる子供の遊戯として、「同士押し」という呼称で記されている。麦作の豊穰を願う呪法であり、「真言善熟善十郎」と唱えながらおしくらまんじゅうを行い、麦が押し合うようによく実ることを祈るもので、稲作に関しては、このような呪法は嫌うとしている。麦作に伴って発生した呪法なのであろう。

〔正月少年の者の戯れに真言善熟善十郎と口々に声を立同士押し候、是ハ麦作押し合様に出来立候へと祝し候ての儀と申伝候、植付済せての祭の節ハ仕らす候、田作にハ嫌ひ候由に御座候〕 (19-17)

(註) 本文中で引用した部分に関わる村の番号と村名は以下のとおりである。

1-1 (大島宰判久賀村・同浦)、1-2 (大島宰判日前村)、1-10 (大島宰判地家室)、1-13 (大島宰判秋村)、3-1 (奥山代宰判宇佐村)、3-3 (奥山代宰判本谷村)、3-4 (奥山代宰判秋掛村)、3-5 (奥山代宰判阿賀村)、3-9 (奥山代宰判南桑村)、3-12 (奥山代宰判黒澤字塚村)、3-15 (奥山代宰判符谷村)、4-9 (前山代宰判金峯村)、5-1 (上関宰判麻郷村)、5-2 (上関宰判別符村)、5-3 (上関宰判上田布施村)、5-4 (上関宰判下田布施村)、5-8 (上関宰判曾根村)、5-9 (上関宰判大野村)、6-12 (上関宰判伊保庄)、6-13 (上関宰判小郡村)、6-14 (上関宰判佐賀村)、6-15 (上関宰判尾国村)、6-16 (上関宰判室津村・同浦)、6-18 (上関宰判上ノ関)、6-24 (上関宰判八島)、7-4 (熊毛宰判原村)、7-5 (熊毛宰判八代村)、7-9 (熊毛宰判・島田村)、7-10 (熊毛宰判光井村)、7-11 (熊毛宰判室積村)、7-12 (熊毛宰判室積浦)、7-13 (熊毛宰判岩田村)、7-15 (熊毛宰判塩田村)、7-18(1) (熊毛宰判三丘之内小松原村)、7-18(4) (熊毛宰判三丘之内樋口村)、7-18(5) (熊毛宰判八代村)、8-3 (都濃宰判末武下村(笠戸島))、8-7 (都濃宰判長穂村)、8-13 (都濃宰判湯野村)、9-1 (三田尻宰判三田尻村)、9-2 (三田尻宰判三田尻町)、9-3 (三田尻宰判東佐波令)、9-6 (三田尻宰判宮市町)、9-10 (三田尻宰判新田村)、9-11 (三田尻宰判向嶋)、9-19 (三田尻宰判上右田村)、9-20 (三田尻宰判下右田村)、10-27 (三田尻宰判和字村)、10-31 (三田尻宰判奈美村)、11-9 (徳地宰判島山畑村)、11-18 (徳地宰判堀村)、13-30 (山口宰判山口街)

141 (小郡宰判中下郷)・149 (小郡宰判岐波村)・1412 (小郡宰判本郷)・1415 (小郡宰判陶村(鑄銭司村含む))・1416 (小郡宰判台道村)・151 (舟木宰判東吉部村)・157 (舟木宰判舟木市村)・159 (舟木宰判東高泊村・有帆村)・1510 (舟木宰判西高泊村)・1514 (舟木宰判西須恵村)・1519 (舟木宰判沖ノ旦村・広瀬村・末信村・棚井村)・1523 (舟木宰判吉見村)・164 (吉田宰判厚狭村)・169 (吉田宰判今浦御開作)・171 (美祢宰判大田村)・173 (美祢宰判長田村)・178 (美祢宰判青景村)・179 (美祢宰判赤村)・1711 (美祢宰判長登村)・181 (先大津宰判日置上村)・1812 (先大津宰判神田下村)・192 (前大津宰判三隅村)・194 (前大津宰判通浦)・196 (前大津宰判瀬戸崎浦)・198 (前大津宰判深河村)・1911 (前大津宰判俵山村)・1914 (前大津宰判殿居村)・1915 (前大津宰判殿敷村)・1916 (前大津宰判澁木村)・1917 (前大津宰判真木村)・201 (当島宰判河島庄)・207 (当島宰判・徳山領大井黒川村)・209 (当島宰判三見村)・2010 (当島宰判川上村)・2011 (当島宰判明木村)・2111 (奥阿武宰判嘉年村)・2115 (奥阿武宰判江崎村)・2119 (奥阿武宰判徳佐村)